

## 大阪公立大学医学部附属病院育児短日数勤務をしている職員の給与に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 156

最近改正 令和 4. 3. 31 規程 495

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院管理職員給与規程（以下「管理職員給与規程」という。）第 16 条第 2 項及び大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 37 条の規定に基づき、育児短日数勤務をしている職員の給与に関する事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短日数勤務 大阪公立大学医学部附属病院職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児短日数勤務をいう。
- (2) 通常の週の所定勤務日数 大阪公立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第 2 章又は第 3 章に規定する勤務日数における週当たり勤務日数をいう。
- (3) 育児短日数勤務の間の所定勤務日 育児・介護休業規程第 18 条により承認を受けた育児短日数勤務における勤務日をいう。
- (4) 育児短日数勤務の間の週の所定勤務時間 育児短日数勤務の間の勤務日数における週当たり勤務時間をいう。
- (5) 育児短日数勤務の間の週の所定勤務日数 育児短日数勤務の間の勤務日数における週当たり勤務日数をいう。
- (6) 育児短日数勤務の間の休日 育児・介護休業規程第 18 条により承認を受けた育児短日数勤務における休日をいう。
- (7) 育児短日数換算率 次の式により得られる数をいう。

$$\frac{\text{「育児短日数勤務の間の週の所定勤務日数」}}{\text{「通常の週の所定勤務日数」}}$$

### (給料)

第 3 条 育児短日数勤務をしている職員の給料の額は、給料表に定める給料の月額に育児短日数換算率を乗じて得た額（50 円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数がある場合はこれを 100 円に切り上げる。）とする。

- 2 育児短日数勤務をしている職員のうち、給与規程第 9 条に規定する給料の調整額を受けることとなる者については、前項のほか、同規程別表第 5 に定める給料の調整額の月額に育児短日数換算率を乗じて得た額（50 円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50

円以上 100 円未満の端数がある場合はこれを 100 円に切り上げる。) を支給する。

**(職務負担手当)**

第 4 条 育児短日数勤務をしている職員の職務負担手当の額は、給与規程第 12 条第 2 項に定める手当の月額に育児短日数換算率を乗じて得た額 (50 円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数がある場合はこれを 100 円に切り上げる。) とする。

**(扶養手当)**

第 5 条 育児短日数勤務をしている職員の扶養手当の月額は、給与規程第 14 条第 3 項に定めるところによる。

**(地域手当)**

第 6 条 育児短日数勤務をしている職員の地域手当の額は、第 3 条に定める給料の月額 (給料の調整額を含む。) 及び第 5 条に定める扶養手当の月額の合計額に給与規程第 17 条第 2 項に定める割合を乗じて得た額とする。

**(住居手当)**

第 7 条 育児短日数勤務をしている職員の住居手当の額は、給与規程第 19 条第 2 項に定めるところによる。

**(単身赴任手当)**

第 8 条 育児短日数勤務をしている職員の単身赴任手当の額は、給与規程第 23 条第 2 項に定めるところによる。

**(時間外勤務手当)**

第 9 条 所定勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した職員には、育児短日数勤務の間の勤務 1 時間当たりの給与額に、育児短日数勤務の間の所定勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務 (以下「時間外勤務」という。) の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 育児短日数勤務の間の休日以外の日の勤務 (第 2 号に掲げるものを除く。) 100 分の 125
- (2) 育児短日数勤務の間の休日以外の日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの 100 分の 150
- (3) 育児短日数勤務の間の休日の勤務 (第 4 号に掲げるものを除く。) 100 分の 135
- (4) 育児短日数勤務の間の休日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの。 100 分の 160

**(夜間勤務手当)**

第 10 条 所定勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員には、

当該勤務 1 時間につき育児短日数時間の間の勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

**(時間外勤務手当及び夜間勤務手当の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)**

第 11 条 前 2 条に規定する育児短日数勤務の間の勤務 1 時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\begin{aligned} & \text{「第 3 条に定める給料（調整額含む。）の月額} \\ & + \text{「第 6 条に定める給料に対する地域手当の月額} \\ & + \text{「第 4 条に定める職務負担手当の月額} \\ & \text{「育児短日数勤務の間の週の勤務時間」} \times 52 / 12 \end{aligned}$$

2 前項に規定する育児短日数勤務の間の週の勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「育児短日数勤務の間の」}}{\text{週の所定勤務時間}} \times \frac{\text{「年間祝日等日数」}}{365}$$

3 前項の年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日

4 第 2 項に規定する育児短日数勤務の間の週の勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

**(時間外勤務手当及び夜間勤務手当の計算)**

第 12 条 前 3 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

2 時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30 分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数を生じたときはこれを 1 時間に切り上げる。

**(宿日直手当)**

第 13 条 育児短日数勤務をしている職員の宿日直手当は、給与規程第 31 条に定めるところによる。

**(給料等の減額)**

第 14 条 育児短日数勤務の間の所定勤務日又は所定勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき育児短日数勤務の間の勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 19 条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第 26 条第 1 項に規定する特別休暇

- (3) 就業規則第 59 条第 2 項及び第 60 条第 2 項並びに勤務時間等規程第 30 条に規定する病気休暇
  - (4) 勤務時間等規程第 32 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
  - (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない 1 日につき 1 日当たりの給料の額の 100 分の 50 をその者に支給すべき給料の額から減額する。
- (1) 勤務時間等規程第 30 条に定める病気休暇の期間及び就業規則第 59 条第 1 項第 2 号（同号に準ずる者として第 3 号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され同条第 2 項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、就業規則第 41 条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1 日未満の欠勤は 1 日とみなす。）の期間が引き続き 90 日を超える場合
  - (2) 就業規則第 60 条第 2 項による病気休暇の期間が引き続き 1 年を超える場合
- 4 前項各号に掲げる病気休暇（前項第 1 号にあってはその後に引き続く欠勤の期間を含む。以下同じ。）により引き続き勤務しない期間（以下「病気休暇等の期間」という。）の期間の計算にあたって、病気休暇等と病気休暇等の間の期間（以下「休暇間の期間」という。）がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。
- (1) 休暇間の期間に勤務した日（1 日未満の欠勤及び宿日直勤務を除く。以下同じ。）がない場合 当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。
  - (2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合 当該休暇間の期間が 90 日未満（休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は 180 日未満）である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。

**（給料等の減額にあたっての勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額）**

第 15 条 前条第 1 項に規定する育児短日数勤務の間の勤務 1 日当たりの給料額は、第 3 条の給料の月額をその月の現日数から育児短日数勤務の間の勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

- 2 前条第 1 項に規定する育児短日数勤務の間の勤務 1 時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。

「第 3 条に定める給料（調整額を含む。）の月額」

「育児短日数勤務の間の週の勤務時間」 × 52 / 12

3 前項に規定する週の勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「育児短日数勤務の間の」}}{\text{週の所定勤務時間}} \times \frac{\text{「年間祝日等日数」}}{365}$$

4 前項の年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日

5 第 3 項に規定する育児短日数勤務の間の週の勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

#### （職務負担手当の減額）

第 16 条 育児短日数勤務の間の所定勤務日に勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日当たりの職務負担手当を、その者に支給すべき職務負担手当から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 19 条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第 26 条第 1 項に規定する特別休暇
- (3) 勤務時間等規程第 32 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除の承認を受けた日又は時間

2 前項の勤務 1 日当たりの手当額の計算にあたっては、第 15 条第 1 項の規定を準用して計算する。

#### （地域手当の減額）

第 17 条 育児短日数勤務の間の所定勤務日又は所定勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料月額（給料の調整額を含む。）にかかる部分については、第 14 条及び第 15 条の規定を準用し、減額する。

#### （扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額）

第 18 条 第 14 条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

#### （年俸制が適用される者の給与）

第 19 条 管理職員給与規程が適用される職員の育児短日数勤務をしている間の基本年俸の額は、育児短日数換算率を乗じて得た額（50 円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数がある場合はこれを 100 円に切り上げる。）とする。

2 前項に定める給与のほか、手当及び減額は、第 4 条から前条までの規定の例による。この規程に定めのないものについては、管理職員給与規程ほか定めるところによる。

#### （この規程に定めのないものの取扱い）

第 20 条 育児短日数勤務をしている職員の給与に関することで、この規程に定めのない事項については、給与規程ほか定めるところによる。

## 附 則

### (施行期日等)

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

### 附 則 (令和2.2.1 規程18)

#### (施行期日)

- 1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市立大学医学部附属病院育児短日数勤務をしている職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

#### (給与の内払)

- 3 この規程による改正前の大阪市立大学医学部附属病院育児短日数勤務をしている職員の給与に関する規程の規定に基づいてこの規程の適用の日から施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

#### (清算日)

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和2年2月17日とする。

### 附 則 (令和4.3.31 規程495)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。